

特定非営利活動法人社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会 定 款

章	条 項	内 容	
第1章 総則	第1条 名称	特定非営利活動法人社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会 英文表記は Society of Lifecycle Infrastructure Management (略称はNPO「スリムJapan」)	
	第2条 事務所	東京都港区南麻布5丁目2番32号	
第2章 目的 および 事業	第3条 目的	国内外の中央政府・地方自治体・企業・コミュニティ・市民等に対し、 ・シニアエンジニアの豊富な経験と知識を活用して ・社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する調査、研究開発、政策提言および技術・ 法務・経営サポート活動事業等を行い、 ・社会全体の利益の増進に寄与することを	
	第4章 特定非営利活動の 種類	関与する特定非営利活動の種類(内閣府指定の17分野の内、下記11分野)	
		(1) 社会教育の推進を図る活動	
		(2) まちづくりの推進を図る活動	
		(3) 環境の保全を図る活動	
		(4) 災害救援活動	
		(5) 地域安全活動	
		(6) 国際協力の活動	
		(7) 情報化社会の発展を図る活動	
		(8) 科学技術の振興を図る活動	
		(9) 経済活動の活性化を図る活動	
		(10) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動	
(11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動			
第5条 事業	社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する		
	(1) 調査、研究開発事業		
	(2) 政策提言事業		
	(3) 技術・法務・経営サポート活動事業 (4) 技術の普及、人材育成および広報活動事業		
第3章 会員	第6条 種別	(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体 (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体	
	第7条 入会	入会は原則希望者の申し込み。認めない場合は書面での理由通知	
	第8条 会費等	入会金および会費納入(別途記載)	
	第9条 資格喪失	退会届、死亡、団体が消滅、継続して1年以上会費を滞納、除名(総会の決議)	
	第10、11条 退会・除名	・退会届を理事長に提出することにより、任意に退会できる ・定款に違反等による除名は総会の決議	
第4章 役員 および 職員	第12条 種別および定数	理事10名～20名(内理事長1名、副理事長若干名)、監事1名～2名。親族等の数の制限	
	第13条 選任等	・理事は総会で選出。理事長および副理事長の選任は理事の互選。	
		・監事は総会で選出。理事またはこの法人の職員兼務不可。	
	第14条 職務	理事長:法人代表、業務を総理。副理事長:理事長補佐、職務代行。理事:理事会構成 監事は、次に掲げる職務を行う。	
		(1) 理事の業務執行の状況を監査	
		(2) この法人の財産の状況を監査	
		(3) 監査の結果、不正の行為または法令若しくは定款に違反⇒総会または所轄庁に報告 (4) 監査結果により、総会もしくは理事会の招集。	
	第15条 任期等	任期:2年(再任可、途中就任の場合は残余任期)、補欠および解任	
	第16条 補欠補充	理事または監事の定数が3分の1を超える欠員が出た時、遅滞なく補充する	
	第17条 解任	役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない	
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき			
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき			
第18条 報酬等	報酬を受けられる役員は全数の1/3以下(但し業務報酬はこの限りではない)		

第19条 職員	事務局の設置と事務局長の選任(理事会)
---------	---------------------

章	条 項	内 容	
第5章 会議 (総会)	第20、21条 種別・構成	会議の種別:総会(通常総会と臨時総会:正会員)および理事会(理事)の2種類	
	第22条 (総会)の権能	(1) 定款の変更	
		(2) 解散	
		(3) 合併	
		(4) 会員の除名	
		(5) 事業報告および収支決算	
		(6) 役員を選任または解任、職務および報酬	
		(7) 入会金および会費の額	
第23条 開催	通常総会:毎事業年度1回開催、臨時総会:理事長、正会員の1/5以上、監事のいずれかによる招集		
第24、26条 招集・定足数	総会の招集:理事長、定足数は正会員の1/2、議事事項はあらかじめ通知		
第25条 議長	総会出席の正会員により選出		
第27、28条 議決・表決権	書面による出席確認:事前通知の議事に対し書面表決、もしくは他の正会員を代理人として表決委任 総会の議事決定:出席正会員の過半数(同数は議長裁量、特別利害事項関係者はその案件表決不可)表決意思表示は、書面または電磁的方法による		
第29条 議事録	議事録の作成要領、議事録署名人(議長ならびに2名以上の署名人が記名・押印)		
第6章 理事会	第30条 構成	理事で構成	
	第31条 権能	(1) 総会に付議すべき事項	
		(2) 事業計画および収支予算ならびにその変更に関する事項	
		(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項	
		(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	
	第32、33条 開催・招集	理事会開催:理事長、理事総数の2/3以上の書面要請、監事要請のいずれかによる	
第34、35条 議長・議決	議長:理事長または理事長が指名。議決事項は事前通知した事項。議決は理事総数の過半数		
第36条 表決権	書面による出席確認:事前通知の議事に対し書面表決のみ		
第37条 議事録	特別利害事項関係者表決、議事録、署名人等については総会と同じ		
第7章 資産および会計	第38条 資産の構成	(1) 設立の時の財産目録に記載された資産	
		(2) 入会金および会費	
		(3) 寄付金品	
(4) 財産から生じる収入			
(5) 事業に伴う収入			
(6) その他の収入			
第39～47,49条 資産・会計関係	資産の区分、資産の管理、会計の原則、会計の区分、事業計画および予算、暫定予算、予備費の設定および使用、予算の追加および更正、事業報告および決算、借入金等新たな義務の負担等については理事会事項		
第48条 事業年度	毎年1月1日～12月31日		
第8章 定款の変更等	第50条 定款の変更	総会出席正会員の1/2以上の議決、所轄官庁の承認必要(事務所変更等は除く)	
	第51条 解散	解散事由(1)～(6)。解散の承認は正会員総数の2/3以上。所轄官庁の認定要	
	第52,53条	残余財産の帰属、合併(略)	
第10章 雑則	第55条 細則	定款の施行に必要な細則は理事会の議決事項	
附則	入会金および会費	(1) 正会員	
		入会金	0円
		年会費(個人)	10,000円
		年会費(団体)	30,000円
		(2) 賛助会員	

	入会金	0円
	年会費(個人)	1口10,000円(1口以上)
	年会費(団体)	1口30,000円(1口以上)